

## 島根県収入証紙廃止による納付方法の変更のご案内

令和8年3月末で島根県収入証紙を廃止します。

証紙の販売は

令和8年3月末まで

証紙の使用は

令和8年9月末まで

未使用の収入証紙の

還付は

令和13年3月末まで

購入後、使用しなかった収入証紙は…

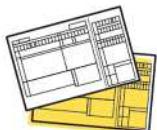
令和8年4月1日以降、未使用の収入証紙を返還いただくと額面金額を還付します。

詳しい手続については、今後県のホームページ等でお知らせします。

### 収入証紙に代わる納付方法について

令和8年4月からは、下記により納付をお願いします。

#### 納付書・納入通知書での納付



県から交付を受けた納付書・納入通知書を使用して、金融機関窓口またはコンビニで現金納付。

#### お問い合わせ先

島根県商工労働部雇用政策課職業能力開発係

電話：0852-22-5299 E-mail：koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

島根県収入証紙の廃止についてはこちら

[島根県収入証紙廃止](#)

検索

